

平成 30 年度特別監察報告書

平成 31 年 3 月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等、対象機関及び実施方法	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
	(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	7
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	8
II.	提示意見	9
	(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組	9
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	10
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	11
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	12
	(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による 監査の実施について	14
(別添)	対象機関における取組状況	15

(参考 1) 平成 30 年度特別監察報告書 (概要)

(参考 2) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)

(参考 3) 平成 30 年度監察基本計画

第1 はじめに

平成24年10月、高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

第2 監察事項等及び対象機関

平成30年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

平成30年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局 函館開発建設部、釧路開発建設部、網走開発建設部
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所、飯豊山系砂防事務所
中部地方整備局 多治見砂防国道事務所
四国地方整備局 四国山地砂防事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理等）を確認
- ・ 監察終了後、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
北海道開発局 網走開発建設部 釧路開発建設部	総括監察官 麦島 健志 監察官 金縄 健一 監察官 草野 真一 監察官 内田 拓志 監察官 青山 茂樹	平成30年6月13日から 6月15日まで
中部地方整備局 多治見砂防国道事務所	総括監察官 東 潔 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	平成30年9月10日及び 9月11日
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 飯豊山系砂防事務所	総括監察官 東 潔 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志	平成30年10月24日から 10月26日まで
北海道開発局 函館開発建設部	総括監察官 東 潔 監察官 金縄 健一 監察官 内田 拓志 監察官 青山 茂樹	平成30年11月8日及び 11月9日
四国地方整備局 四国山地砂防事務所	総括監察官 東 潔 監察官 草野 真一 監察官 内田 拓志	平成30年11月15日及び 11月16日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

現地における特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
- 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
- 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員の講習会等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は講習会等を受講させる体制を確保していた。

また、全ての事務所等において、違法性の認識に関する講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の内容は、上記各事項を認識させるとともに、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれることがあり得ること及び過去に生じた不祥事案の要因・背景を周知、認識させるものとしていた。

さらに、講習会等において、㉞発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟報告は職員に課された義務であること、㊱報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊲報告を怠った場合には処分があり得ることについて、周知、認識させるものとしていた。

また、全ての事務所等において、入札契約事務に関する機密情報を多く保有し、不当な働きかけを受けやすい発注担当職員に対する注意喚起を徹底していた。

以上のように、全ての事務所等において、講習会等の内容に創意工夫を凝らすなど、マンネリ化防止の観点も含め、様々な取組を行っていたが、引き続き、効果的・効率的な取組を実施することが必要な状況であった。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

○ 意識改革に向けた取組

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。

○ 不当な働きかけに対する報告の徹底

- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが「発注者綱紀保持規程」等によって明確化されていた。そのうえで、多くの事務所等において、事業者等との対応は、原則として、執務スペースの外のオープンな場所で複数の職員により実施していた。また、一部の事務所等において、職員数が少ない出張所等では、各地方整備局等の発注者綱紀保持マニュアルに基づき、複数の職員で対応できない場合は受付簿等を作成し、所属長が定期的に確認するなどしていた。一方で、複数の事務所等において、応接スペースと執務スペースとの境界が不明瞭な箇所があった。

また、全ての事務所等において、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示等により周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限していた。

さらに、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化、大部屋化等を実施していた。

なお、全ての事務所等において、不当な働きかけを受けた場合には、その内容の記録、局長等への報告が「発注者綱紀保持規程」によって義務付けられていたが、過去5年間において、実際に不当な働きかけを受けたという事案はなかった。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
- 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
- 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、上記全ての再発防止対策に取り組んでいた。

しかし、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保に関し、複数の事務所等において、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っており、今後更なる改善が望まれる状況であった。

また、全ての事務所等において、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類等を担当の主任監督員に手渡しのうえ、施錠できる書庫等にて管理し、履行確認後は速やかに裁断処分するなど、適切に管理等を行っていた。

さらに、「発注者綱紀保持規程」等においては、「情報管理総括責任者」は、発注する工事の種類（例えば河川改修、道路維持等）及び入札関連情報等の種類ごとに、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を「情報管理整理役職表」において指定することとされており、全ての事務所等において、「情報管理整理役職表」を作成・更新していた。また、開発建設部においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、設計図書の作成に関与する担当事務所職員を「業務上取り扱う者」に明記していた。しかし、複数の事務所等において、実際に発注事務に関する情報を取り扱っている者が「情報管理整理役職表」に記載されていないなど、適切な更新とは言い難い状況がみられた。

また、情報管理のルールが守られているかどうかについては、「情報管理責任者」が定期的に（少なくとも毎年度1回）点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告することとされており、全ての事務所等において、点検及び報告を行っていた。しかし、一部の事務所等においては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類が明示されていない本局作成の点検表に基づき点検を実施しており、また、一部の「情報管理責任者」が点検すべき項目を誤っていたなど、適切な点検とは言い難い状況がみられた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、順次更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、平均入札参加者が少ないなどの状況にあり、事務所等においては、その状況を認識していた。しかしながら、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、分析方法の工夫や競争性の確保に向けた一層の取組を行うことが望ましい状況であった。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

II. 提示意見

監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。）を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 全職員の講習会等の受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する講習会等の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること
- ・(本局においては管内の全事務所等を含む) 全職員の上記講習会等の受講状況を把握すること
- ・未受講者がいる場合、その者に講習会等を受講させるための具体的な取組を行うこと

2) 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項

事務所等及び本局においては、全職員に以下の事項を重点的に伝えることに留意して、講習会等に取り組むこと。

- ① 全ての職員に自分の身近な問題として認識させるとともに、違法行為を抑止する観点からの事項
 - ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景
- ② 発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の抑止の観点から、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告に関する事項
 - ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行

- 為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- ・報告は職員に課された義務であること
 - ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
 - ・報告を怠った場合には処分があり得ること

3) 発注担当職員に対するコンプライアンス意識のさらなる徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員が、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、特に発注担当職員を対象として既存の各種会議等を活用するなどして、入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応に当たっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

特に、複数の職員により対応することが困難な出張所等の少人数官署においては、事業者等との応接に当たっては、各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等において定められたルールについて、より徹底を図ること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合はもちろん、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合においても、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。また、パーティション等を用

いるなどして、室外あるいは他の副所長等から入室者との対応が十分に視認できない場合は、改善すること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めること。また、その様式を踏まえ、事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。

また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに紙文書化せず、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠できる場所にて管理し、電子データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付すること。また、管理・処分の際には、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により処分すること。

なお、本局においては、事務所等に対し、平成28年度に発覚した中部地整事案を踏まえ、再発防止に資するため、技術提案書等の管理の厳格化について改めて指導・注意

喚起すること。

5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われていることを確認するため、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。なお、本局においては、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示した点検表とすること。

さらに、事務所等及び本局においては、「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、実効性のある点検となるよう、「情報管理責任者」に対し、指導・助言すること。

6) 適切な「情報管理整理役職表」及び適切な点検についての指導・助言

本省においては、2)、5) について、地方整備局等において、「情報管理整理役職表」が適切な内容となるよう、また、適切な点検が行われるよう、指導・助言すること。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1) の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

なお、今年度の特別監察では対象とした機関はなかったが、応札・落札状況に関しては以下の観点についても引き続き留意すること。

(参考 平成28年度特別監察提示意見要旨)

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合において講ずるべき措置

調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられるなど激しい価格競争が行われている場合には、工事を確実に受注するため、事業者から職員に対し、調査基準価格や総合評価落札方式における技術評価に関する情報などの機密情報の漏えい要求行為がなされるリスクが高まると考えられる。そこで、事務所等及び本局は、一般土木工事及び港湾土木工事について、調査基準価格と同額での入札が発生する傾向がみられる場合、職員が調査基準価格や技術評価に関する情報等機密情報の漏えい等違法行為に巻き込まれることがないように、以下の各措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底など発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 入札業者へのヒアリング等

発注者綱紀保持の観点から必要があるときには、担当職員や当該入札事業者にヒアリングを行うなどの対応を検討すること。

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等に

においては、その規定を適切に運用すること。

(5) 提意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、平成30年度から2年または3年で一巡して、提意見に対する取組状況について監査を行い、実態を的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(北海道開発局函館開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ また、講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊬発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ 不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員（発注担当の幹部職員を含む。）に対し、課所長会議、職場内ミーティング等において、注意喚起していた。
- ・ マンネリ化防止のために、コンプライアンスに関する最新の動向等が掲載された「コンプライアンス通信」等を職場内ミーティングの資料に活用していた。

(北海道開発局釧路開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及

びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。

- ・また、講習会等に関し、㉞同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊱発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊲発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ほぼ全ての職員が発注担当業務に携わっており、その観点から、全職員を対象として事業者との応接について、注意喚起していた。
- ・マナー化防止のために、公務内外の非違行為の事例について解説した「非違行為事例集」（H29 本局作成）を新たに職場内ミーティング用資料として活用するなどの工夫をしていた。

（北海道開発局網走開発建設部）

- ・全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・また、講習会等に関し、㉞同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊱発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊲発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ほぼ全ての職員が発注担当業務に携わっており、その観点から、事業者との応接について、注意喚起していた。

- ・ マンネリ化防止のために、コンプライアンスに関するタイムリーな話題等が掲載された「コンプライアンス通信」や、パワーポイントを利用したセルフチェックを活用するなどして工夫していた。

(北陸地方整備局羽越河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ また、講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊬発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ 不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員（発注担当の幹部職員を含む。）に対し、情報管理整理役職表に指定する際において、注意喚起していた。
- ・ マンネリ化防止のために、平成29年度からは幹部会において、適宜、コンプライアンス推進責任者（事務所長）から、事務所の事業工程や時節を考慮したセルフチェック問題を出題するなどの工夫をしていた。

(北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及

びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。

- また、講習会等に関し、㉞同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊱発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊲発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- 不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員（発注担当の幹部職員を含む。）に対し、情報管理整理役職表に指定する際において、注意喚起していた。
- マンネリ化防止のために、コンプライアンス違反に関する事案については、発生の都度、報道資料を配付し、新鮮な題材をもとに事務副所長が解説・注意喚起するなどして工夫していた。

（中部地方整備局多治見砂防国道事務所）

- 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンスを含む講習会等を受講させることについて目標を設定していた。また、全職員の受講状況を把握し、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- また、講習会等に関し、㉞同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊱発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊲発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- 不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員（発注担当の幹部職員を含む。）に対し、毎週の定例会や課内会議等の場において、注意喚起していた。

- ・ 研修等のマンネリ化防止のために、中部地方整備局の不正事案を題材とした、事例研究方式によるグループ討議を取り入れるなどして工夫していた。

(四国地方整備局四国山地砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンスを含む講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては、フォローアップの取組を行い、その結果、全職員が年1回は講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ また、講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規程に基づく報告(同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告)の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等(外部窓口を含む。)に関すること、㊬発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて、いずれも、全職員を対象とする講習会等の資料に盛り込んでいた。
- ・ 全職員が、不当な働きかけを受けやすい立場にある発注担当職員に該当するという認識のもと、課内会議等の場において、注意喚起していた。また、不当な働きかけの有無について所属長が所属職員に対し定期的に聞き取りを行い、事務所長へ報告させるようにしていた。
- ・ マンネリ化防止のために、コンプライアンス・ミーティングのテーマ設定において、本局作成のテーマ以外にも、事務所独自で、より身近な事例を選択するなどの工夫を行っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北海道開発局函館開発建設部)

- ・ 事業者等との応接については、平成29年度特別監察報告書における提示意見を受けて、執務スペースの外にオープンな接客スペース等を設けるべく、現在、整備を図っているところであった。なお、未整備の課室等においては、事前に所属長の承認を得た上で、ドアを開放した会議室等で対応していた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北海道開発局釧路開発建設部)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応しており、執務環境との分離が十分でない箇所については順次整備を進めていた。
また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得ていた。
さらに、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合に該当するかについては、所属長等がオープンな接客室等の空き状況等を踏まえ判断していた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。また、ある課室においては、事業者専用の入口を設ける工夫をしていた。さらに、開発建設部から事業者等へ「来訪時における御協力依頼について」（過去の特別監察における提示意見を含む）を配布、説明しており、開発建設部の課室の入口にも掲示していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北海道開発局網走開発建設部)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応していた。ただし、事業者

等の自由な出入りが可能な箇所にプリンターが置かれているなど、機密性の保持等の観点から、今後さらなる改善が望まれる状況であり、そのように、執務環境との分離が十分でない箇所については順次整備を進めていくとのことであった。

また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得ていた。

さらに、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合に該当するかについては、所属長等が職員の業務スケジュールを確認し、判断していた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北陸地方整備局羽越河川国道事務所)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応していた。

また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得ていた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応していた。なお、一部、執務スペースとの境界が不明確な応接場所があり、これについては、今後、改善を図るとのことであった。

また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、原則として、事前に所属長等の承諾を得ており、事前の承諾が得られない場合は、打ち合わせ記録簿を作成していた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、

常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。

- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(中部地方整備局多治見砂防国道事務所)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、原則として、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応していた。

また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得ていた。また、発注者綱紀保持マニュアルにあるとおり、出張所等の少人数官署においては、対応する職員以外に他の職員等誰もいない場合は、対応後、一人に対応した旨を受付簿に記入することを徹底し、事務所長は、定期的に「受付簿」を点検していた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(四国地方整備局四国山地砂防事務所)

- ・ 発注担当職員は、事業者等との応接に当たって、複数の職員により対応するようにはしていたが、応接スペースや会議室と執務スペースとの分離が不十分な箇所があり、事業者等が職員や執務資料等に容易に接することが可能な状況も見受けられた。この点については、今後改善を検討していくとのことであった。

また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得るルールを所内で周知していた。なお、出張所等の少人数官署においても、期間業務職員や現場技術員を含めて必ず複数で対応しているとの認識であったが、対応状況をより正確に把握するため、今後は、打合せ記録簿の活用や受付簿の作成などの工夫を検討するとのことであった。

- ・ 仕様書及び設計書の作成等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(北海道開発局函館開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、既に定常業務化しているので大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っていた。この点については、本局で具体的な対応方法を検討しているとのことであった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等により「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」の内容に変更が生じた都度更新しており、最新の更新は平成30年10月だった。
- ・ 開発建設部発注工事の入札関連情報に関して、担当事務所職員が設計図書の作成に関与している場合、「情報管理整理役職表」に「業務上取り扱う者」として当該事務所職員を記載していた。
- ・ ⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみ取り扱い、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、共有フォルダへのアクセス制限又はファイルにパスワードを設定し、保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、主任監督員に直接手渡し、または、パスワード付きのファイルをメールで送信し、送信したメールについては受信確認後削除していた。また、管理に際しては、各主任監督員が、複製は行わずに各事務所内の鍵のかかるキャビネット等で保管し、工事竣工後にシュレッダーで処分していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理（積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。）について、入札説明書及び特記仕様書において、秘密保持及び罰則について記載していた。また、受注者に対してもセキュリティー対策を行わせるとともに、発注者側においても、受注者の執務室を訪れて、執務室を定期的に点検し、鍵の管理や決められたパソコンで作業し

ているかなどを確認していた。

(北海道開発局釧路開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、すでにルーチン化しているので大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っていた。この点については、本局で具体的な対応方法を検討しており、改めて本局から指示される内容を受けて対応するとのことであった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正又は人事異動により内容に変更が生じた都度更新しており、最新の更新は平成30年4月だった。ただし、技術評価を行う者が、総合評価点の箇所に記載されていなかったため、その点を修正するとのことであった。
- ・ 開発建設部発注工事の入札関連情報に関して、担当事務所職員が設計図書の実成に関与している場合、「情報管理整理役職表」の「業務上取り扱う者」に当該事務所職員を記載していた。
- ・ ⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみが取り扱い、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、ファイルにパスワードを設定し、アクセスが制限されている共有フォルダで保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、その写しを封筒に入れて封をし、主任監督員が本部に来庁した際に手渡しで渡していた。また、管理に際しては、主任監督員がキャビネットに施錠の上保管し、工事竣工後の適切な時期に廃棄処分していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
また、「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果については、総務課から報告を受け、点検が適切に行われていないとみられる場合には、総務課を経由し、該当する「情報管理責任者」に是正を求めている。

(北海道開発局網走開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、すでにルーチン化しているので大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、キャビネットに施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っていた。この点については、本局で具体的な対応方法を検討しており、改めて本局から指示される内容を受けて対応するとのことであった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正又は人事異動により内容に変更が生じた都度更新しており、最新の更新は平成30年4月だった。ただし、技術評価を行う者が、総合評価点の箇所に記載されておらず、「情報管理整理役職表」の趣旨をふまえ、その点を修正するとのことであった。
- ・ 開発建設部発注工事の入札関連情報に関して、担当事務所職員が設計図書を作成に関与している場合、「情報管理整理役職表」の「業務上取り扱う者」に当該事務所職員を記載していた。
- ・ ㊦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみが取り扱い、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、㊧発注事務に関する電子データについては、ファイルにパスワードを設定し、アクセスが制限されている共有フォルダで保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、パスワード付きのファイルをメールで主任監督員に送付し、送受信後のメールは速やかに削除していた。また、管理に際しては、主任監督員がキャビネットに施錠の上保管し、工事竣工後の適切な時期に廃棄処分していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
また、「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果については、総務課から報告を受け、点検が適切に行われていないとみられる場合には、総務課を経由し、該当する「情報管理責任者」に是正を求めている。

(北陸地方整備局羽越河川国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。

- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の一般土木工事C等級の工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、「技術資料」及び「施工計画」のみについて行っており、大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、施錠可能な場所に保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は発注担当課、技術審査業務は総務課、評価業務は新潟国道事務所品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正又は人事異動により内容に変更が生じた都度更新していた。一方で、一部の積算業務に携わる係員について、業務上取り扱う者の箇所に、記載がなかった。これについては、今後、係員に加えて再任用職員についても漏れのないよう、「情報管理整理役職表」に記載するとのことであった。
- ・ ⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみが取り扱い、机上には放置せず、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、「業務上取り扱う者」として指定された者のみがアクセスできる共有フォルダで保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、「情報管理責任者」（総務課長）が1部のみ紙出力し、「技術提案書に係る情報管理簿（送付簿）」に「送付年月日」を記載して、当該工事の主任監督員に手渡ししていた。また、管理に際しては、主任監督員がキャビネットに施錠の上保管し、主任監督職員が受注者から提出された施工計画に反映されていることを確認した後、確実に裁断処分し、その履歴を受領簿に記載していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。一方で、点検を行う「情報管理責任者」の一部が、情報を取り扱うことになっていない項目について、本来は「対象外」とすべきところ、点検を行い「適」と評価していた。これについては、機密情報の管理を適正に行うために実施される点検の主旨を踏まえ、点検が適切に行われるようにしていくとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理（積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。）について、入札説明書及び特記仕様書において、秘密保持及び罰則について記載していた。また、受注者に、貸与資料の保管方法、セキュリティ対策等について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月受注者に報告させていた。

(北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の一般土木C等級の工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、「技術資料」及び「施工計画」のみについて行っており、大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、施錠可能な場所に保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は工務課、技術審査業務は総務課、評価業務は新潟国道事務所品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正又は人事異動により内容に変更が生じた都度更新しており、最新の更新は平成29年12月だった。
- ・ ⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみが取り扱い、必要数のみを紙文書化し、「情報管理責任者」が施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、「業務上取り扱う者」として指定された者のみがアクセスが制限されたフォルダで保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、「情報管理責任者」(総務課長)が1部だけ紙に出力し、当該工事の主任監督員に手渡ししていた。また、管理に際しては、主任監督員がキャビネットに施錠の上保管し、主任監督員が受注者から提出された施工計画に反映されていることを確認した後、確実に裁断処分し、その履歴を受領簿に記載していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、技術評価業務を行っている新潟国道事務所の工事品質管理官を含め、「情報管理責任者」に、毎年度点検を実施させ、「情報管理総括責任者」あて報告させていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理(積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。)について、入札説明書及び特記仕様書において、秘密保持及び罰則について記載していた。また、受注者に、貸与資料の保管方法、セキュリティー対策等について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月受注者に報告させていた。

(中部地方整備局多治見砂防国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、全ての工事を対象に実施していた。

- ・ 事業者名のマスキングについては、入札書及び技術資料が同時提出となったことにより、入札契約手続運営委員会資料のマスキングが不要となったため、以前より負担が軽減されていた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は事務所各担当課、技術審査・評価業務は名古屋国道事務所品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織・役職が追加・変更・削減となった際に、速やかに更新しており、最新の更新は平成30年8月だった。ただし、具体的にどの者がどの工事の情報を取り扱えるか特定できない記載（「課員」等）があったため、その点については、今後、改善に取り組んでいくとのことであった。
- ・ 「業務上取り扱う者」以外の者が閲覧できないようにするため、⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみが取り扱い、使用しない間は施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、パスワードがかけられた個々のPCで保管し、受け渡しはUSBやアクセスが制限されたフォルダで行うなどしていた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、送付に際しては、副所長が本局工事課長から直接手渡しで受け取り、管理簿を作成した上、主任監督員に直接手渡しすることとしていた（なお、今年度、実例はない。）。また、管理・処分に際しては、キャビネットに施錠の上保管し、完成検査後速やかにシュレッダー処分していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
しかし、点検に際しては、本局の作成した、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）等が明示されていない点検表を用いていた。この点については、本局において、今後、さらに様式を見直し、改善に取り組むとのことであった。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理（積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。）について、入札説明書及び特記仕様書において、秘密保持及び罰則について記載していた。また、受注者に、貸与資料の保管方法、セキュリティー対策等について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月受注者に報告させていた。

(四国地方整備局四国山地砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについて、マスキング作業の多い、技術提案書の提出が必要な案件は無いため、過度な負担とはなっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は事務所各担当課、技術審査・評価業務は香川河川国道事務所計画課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更があった際に、速やかに更新しており、最新の更新は平成30年4月だった。
- ・ ⑦発注事務に関する紙文書については、「業務上取り扱う者」として指定された者のみ取り扱い、施錠可能な棚に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、「業務上取り扱う者」として指定された者のみがアクセスできる共有フォルダで保管していた。
- ・ 技術提案書等の提出が必要な工事は、平成28年度及び29年度は無かったが、今後発注があった場合は、送付・管理・処分に際し、対策を徹底していくとのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理（積算技術業務、技術審査業務を同一の会社が受注した場合の情報管理を含む。）について、セキュリティー対策等について業務計画書に記載させるとともに、実施状況について毎月受注者に報告させていた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北海道開発局函館開発建設部)

- 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木B・C等級工事）は、平成29年度 年平均落札率94.6%、平均入札参加者数3.0者
平成28年度 年平均落札率94.4%、平均入札参加者数4.5者であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「工事施工箇所の地理的な条件や施工時期、工事の規模や内容、他機関の発注状況等が応札者数や落札率に影響しているものと考えている。」と認識していた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「①建設業の働き方改革の一環として書類の簡素化実現、②週休二日の経費補正率の見直し、③年齢制限を伴う技術者育成型の総合評価落札方式への対応は実態上厳しい、④早期発注と年間を通して安定した事業量の確保」との要望があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(北海道開発局釧路開発建設部)

- 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木B・C等級工事）は、平成29年度 年平均落札率95.3%、平均入札参加者数4.3者
平成28年度 年平均落札率95.0%、平均入札参加者数4.7者であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「工事施工箇所の地理的な条件や施工時期、工事の規模や内容等が応札者数や落札率に影響しているものと考えている。」と認識していた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「現状の週6日労働を5日にして、積算における労務費の加算や、総合評価落札方式における書類の簡素化」等の要望があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(北海道開発局網走開発建設部)

- 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木B・C等級工事）は、

平成29年度 年平均落札率93.7%、平均入札参加者数3.7者

平成28年度 年平均落札率94.2%、平均入札参加者数3.8者

であった。

- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「工事内容の煩雑さ、施工時期、地理的条件、他機関の発注状況や下請け企業の稼働状況等により応札者数や落札率に違いが生じている。」と認識していた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「工事関係書類の簡素化、ICT工事の取組の受発注者の協力による推進、若手技術者育成型方式における年齢制限の撤廃、早期発注と年間を通して安定した事業量の確保」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(北陸地方整備局羽越河川国道事務所)

- ・ 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、

平成29年度 年平均落札率95.8%、平均入札参加者数3.9者

平成28年度 年平均落札率96.6%、平均入札参加者数4.8者

であった。

- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「海岸部から日本でも有数の豪雪地での施工となる工事は、施工期間に限られ、工事が集中することもあり、ダウンロード者数としては平均20者程度と、発注工事に対して関心を示す事業者が多いが、現場条件を知る業者の参加が集中している。」と認識していた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「冬期間の厳しい現場条件、施工条件を踏まえた施工期間を考慮した発注を心がけてほしい。」等の要望があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所)

- ・ 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、

平成29年度 年平均落札率98.1%、平均入札参加者数1.6者

平成28年度 年平均落札率97.4%、平均入札参加者数2.3者

であった。

- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、工事毎のダウンロード状

況、申請状況、入札状況及び落札率、企業別毎落札状況を随時把握していた。また、平成29年度に、過去10年間の発注件数と入札参加業者の推移を整理し、近年の入札参加業者の減少には問題意識を持っており、平成30年度河川系副所長会議において問題提起した、とのことであった。

- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「砂防工事は施工期間が短く、アクセスが悪く資材の運搬や仮設の経費などコストが掛かる。砂防工事に手を上げるのは『地域を守る。』という誇りである。」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(中部地方整備局多治見砂防国道事務所)

- ・ 事務所の平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成29年度 年平均落札率97.5%、平均入札参加者数5.2者
平成28年度 年平均落札率95.5%、平均入札参加者数5.9者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、また、工事毎にその都度分析をするとともに、過去5年間の応札者数の平均値や、応札者が3者以下の工事の割合等を把握していた。
- ・ 事務所における近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「人材に関することとして、『高齢化』『人手不足』による若手育成に関すること、地域に関することとして、地元根深く根付いている企業にとっては、地元の人材を活用し、地域への地道な貢献活動を継続しているため、一般土木工事件数が全体的に減少している中、地元企業が受注しやすい環境を整えてほしい（例えば本店指定など）」等の要望があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(四国地方整備局四国山地砂防事務所)

- ・ 平成28・29年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成29年度 年平均落札率95.0%、平均入札参加者数2.2者
平成28年度 年平均落札率94.5%、平均入札参加者数1.7者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、「平均落札率がやや高めに推移している。この原

因としては、砂防工事が山間僻地で行われており、安全確保や不確実性に対する技術的難易度などが高いことにより、利益確保のため落札率が高くなっていると考えている。平均入札参加者数が少ない(落札者数/入札者数が高い)ことも、この裏付け(難易度が高く、利益確保が困難なため参加者数が限られる)であると考えている。入札不調も多発している。」と認識していた。

- 年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「砂防特有の地形が急峻で狭隘な現場が多く、生産性が低い、安全面に課題がある、出水による手戻りリスクがあるなど、様々なリスクがある。」等の意見があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、本局で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

平成30年度特別監察報告書(概要)

平成31年3月

国土交通省大臣官房監察官室

平成30年度 特別監察の概要

趣旨

事務所等における入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

重点項目

- (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等7か所

6/13-15	北海道開発局	網走開発建設部 及び 釧路開発建設部
9/10-11	中部地方整備局	多治見砂防国道事務所
10/24-26	北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 及び 飯豊山系砂防事務所
11/8-9	北海道開発局	函館開発建設部
11/15-16	四国地方整備局	四国山地砂防事務所

※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (平成25年3月14日) (抄)

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

【取組状況・課題】

- 職員の講習会等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は講習会等を受講させる体制を確保していた
- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施に際し、入札談合等に関与した場合厳正な懲戒処分等がなされること等を重点的に伝えていた
- 講習会等において、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと等について、周知徹底を図っていた

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
 - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと
- 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
 - ・同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること 等
- 発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

【取組状況・課題】

- 多くの事務所等では、事業者との応接ルートを明確化し、事業者との対応はオープンな場所で複数の職員により実施していた
- 複数の事務所等では、応接スペースと執務スペースとの境界が不明瞭な箇所があった
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、事業者等の自由な出入りを制限していた
- 副所長等室の可視化、大部屋化等を実施していた

2. 主な提示意見

- (事務所等、本局)
- 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たっては、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
 - 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
 - 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。また、パーティション等により、入室者との対応が十分に視認できない場合は、改善すること
本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 技術提案書の事業者名のマスキングが過度な事務負担となっていないか検証
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化し、電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

【取組状況・課題】

- 複数の事務所等では、積算業務と技術審査・評価業務の情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で両方の情報を取り扱っており、今後更なる改善が望まれる状況であった
- 複数の事務所等では、実際に発注事務に関する情報を取り扱っている者が「情報管理整理役職表」に記載されていないなど、適切な更新とは言い難い状況であった
- 一部の事務所等では、一部の「情報管理責任者」が点検すべき項目を誤っていたなど、適切な点検とは言い難い状況であった

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めるとともに、事務所等及び本局においては、適切に更新すること
- 発注事務に関する書類等について、紙文書化したものは施錠できる場所で管理し、電子データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、適切に書類等の送付や管理等を行うこと
- 本局においては、管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）等を明示した点検表を定めるとともに、事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと
「情報管理総括責任者」は、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、実効性のある点検となるよう、指導・助言すること

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
 - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

【取組状況・課題】

- 平均落札率が高止まりしているなどの状況がみられた
- 応札・落札状況について、一定の分析を行い、公表もしていた
- 競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要な状況であった
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、事務処理手続を定めた規定に基づき適切に運用していた

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

1. 報告（概要）

【取組状況・課題】

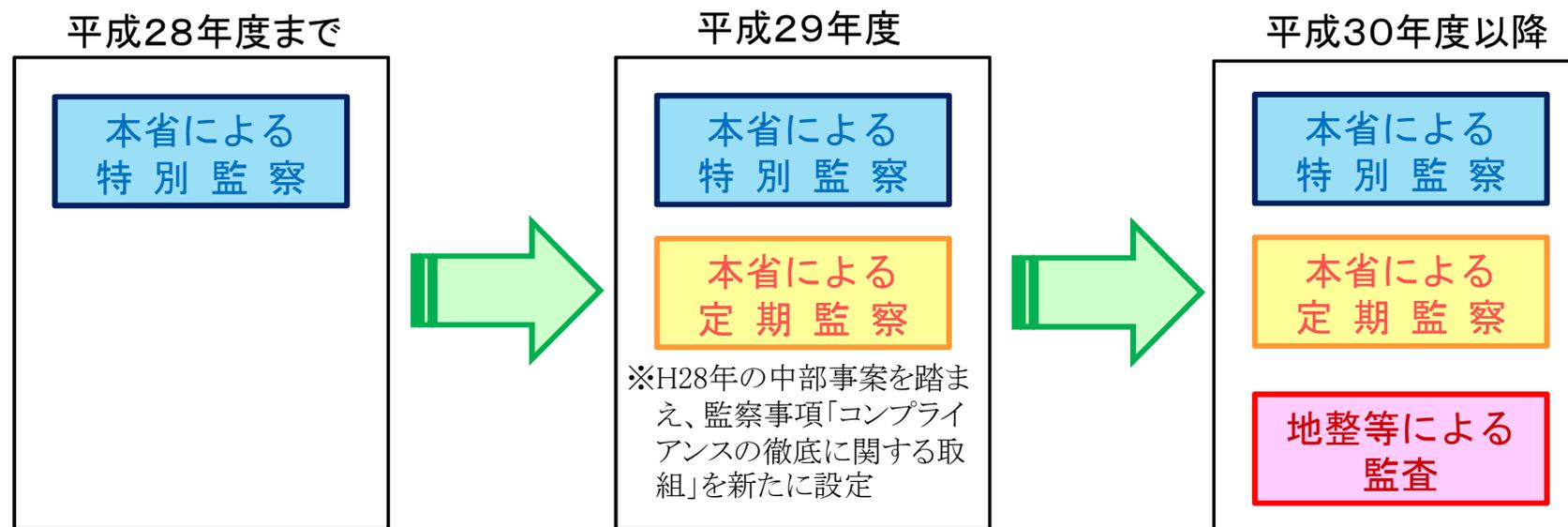
○平成28年度の特別監察における提示意見に対する取組の本省への報告に際し、実際の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例が昨年度みられた

2. 主な提示意見

(本局)

○本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（平成30年度から2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること

(参考) 高知談合事案、中部事案を踏まえた入札契約事務に係るコンプライアンスの更なる徹底について



※定期監察：事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね2年で各地方支分部局等を一巡）

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

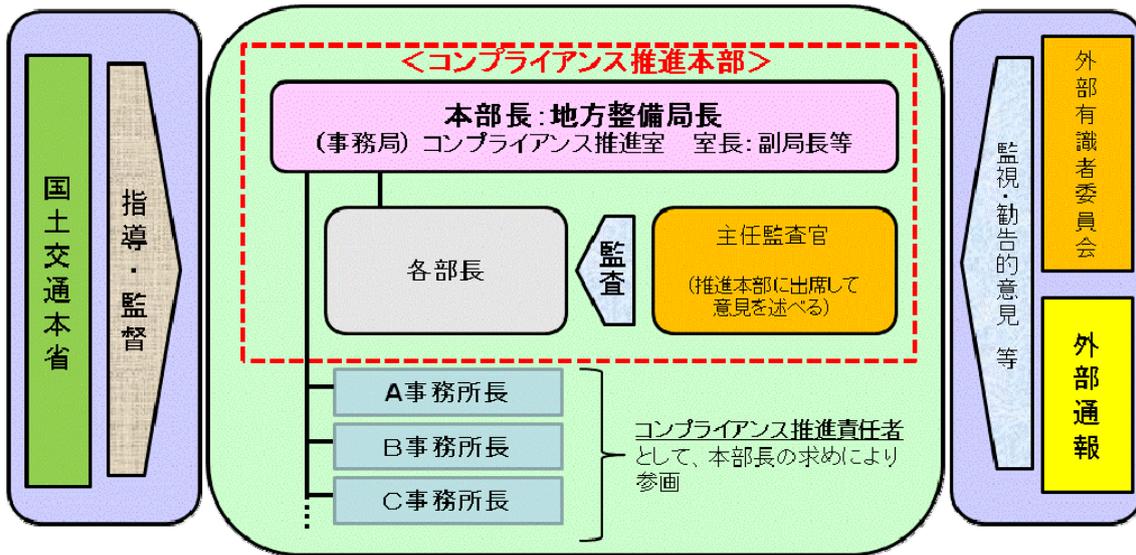
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

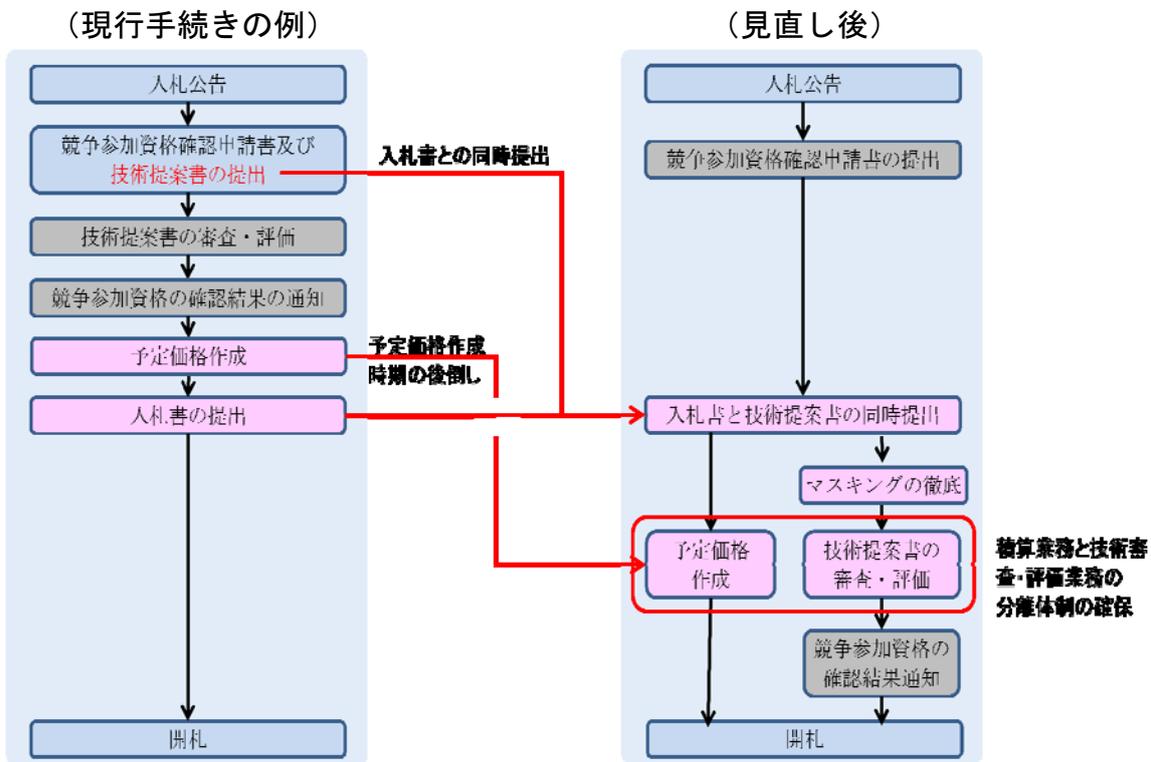
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

平成30年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、平成30年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成30年度においては、以下の取組について実施する。

1) 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日）」が決定された。国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（平成27年1月29日）」を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

この取組をより強力かつ継続的に推進するためには、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組について、監察を実施する。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの確保は、組織全体に対する社会的な信用を維持することにつながるのみならず、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する以下の取組について、監察を実施する。

① 入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組については、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発

防止に向けて推進していたところであるが、平成28年度、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するために、組織全体において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、地方整備局等において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

〔なお、入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底に向け、本省と地方整備局等が連携して統一的に取組を進める。〕

② 許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

許認可事務を多く担当している地方運輸局等においては、許認可の申請を行う事業者等との対応を誤ることは組織としての信頼性を大きく揺るがすことになる。

以上から、地方運輸局等において、許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、事業者との接触・対応に関する取組等を中心に監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成30年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 女性職員活躍とワークライフバランスの推進に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土交通大学校

地方整備局（東北、関東、中部及び中国）

地方運輸局（東北、関東及び中国）

内閣府沖縄総合事務局

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上